

資料編

- 1 小牧市まちづくり推進計画審議会諮問
- 2 小牧市まちづくり推進計画審議会答申
- 3 小牧市まちづくり推進計画審議会条例
- 4 小牧市まちづくり推進計画策定の経緯
- 5 用語解説



1. 小牧市まちづくり推進計画審議会諮問

30小秘第717号
平成30年10月17日

小牧市まちづくり推進計画審議会
会長 宮脇 淳 様

小牧市長 山下 史守朗

小牧市まちづくり推進計画（案）について（諮問）

小牧市まちづくり推進計画審議会条例第2条の規定に基づき、小牧市まちづくり推進計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

2. 小牧市まちづくり推進計画審議会答申

令和2年1月24日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市まちづくり推進計画審議会
会長 宮 脇 淳

小牧市まちづくり推進計画について（答申）

平成30年10月17日付けで諮問のありました小牧市まちづくり推進計画（案）について、これまで10回にわたる会議を開催し、基本計画の策定に関する事項について検討を重ねてまいりました。

これまでの提言は、貴市でご検討いただき、まちづくり推進計画（案）に反映されてきております。計画の決定にあたりましても、本審議会の提言を十分に尊重していただくようお願いし、ここに小牧市まちづくり推進計画（案）を別添のとおり答申いたします。

3. 小牧市まちづくり推進計画審議会条例

小牧市まちづくり推進計画審議会条例

平成 30 年3月 28 日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小牧市まちづくり推進計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 まちづくり推進計画(計画的なまちづくりを推進するための基本となる計画をいう。)に関する事項について調査審議するため、小牧市まちづくり推進計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体に属する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、市のまちづくりに関心があるもの
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

小牧市まちづくり推進計画審議会 名簿

委員構成	氏名	団体名	備考
学識経験を有する者	伊藤 博美	椋山女学園大学教授	
	加藤 武志	中京大学講師	
	柴田 謙治	金城学院大学教授	
	代田 義勝	長崎県立大学教授	会長職務代理
	長江 美津子	名古屋経済大学特任教授	
	宮脇 淳	北海道大学教授	会長
市の区域内の公共の団体に属する者	井戸 茂治	小牧市小中学校PTA連絡協議会	
	稲垣 喜久治	(社福)小牧市社会福祉協議会	
	倉知 日出美	小牧市女性の会	
	小柳 松夫	小牧市区長会	
	佐藤 君治	(一社)小牧青年会議所	
	鈴木 義久	小牧商工会議所	
	秦野 利基	(特非)こまき市民活動ネットワーク	
	水谷 幸一	連合愛知尾張中地域協議会	
市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、市のまちづくりに関心があるもの	市川 紀六	一般公募者	
	一戸 貢	一般公募者	
	伊藤 淳子	一般公募者	
	関谷 政夫	一般公募者	
	坂東 益子	一般公募者	
	舟橋 精一	一般公募者	

4. 小牧市まちづくり推進計画策定の経緯

年 月	内 容
【平成29年度】	
平成29年11月21日	「小牧市まちづくり推進計画策定の基本方針」の決定
【平成30年度】	
平成30年4月～	「まちづくり推進計画策定に向けた基礎調査(全市民的な特性の調査及び分析)」の実施
5月8日	第1回策定会議開催 ・研修「自治体経営マネジメント」
5月20日、22日、25日、29日	市政報告とまちづくり懇談会開催(市内4会場)
5月31日～6月15日	「まちづくり(市民アンケート)調査」の実施(有効回収数3,112票、回収率51.9%)
7月18日	第1回策定研究委員会開催 ・研修「現計画の分析について」 ・基礎調査結果の検証
8月7日	高校生まちづくりスクールミーティング開催
8月29日	第2回策定研究委員会開催 ・研修「次期計画の立案について」
10月1日	第1回小牧市まちづくり推進計画有識者会議開催 ・小牧市の現況・動向について ・今後の方向性について
10月10日	第2回小牧市まちづくり推進計画有識者会議開催 ・第1回会議の意見等の振り返り ・小牧市まちづくり推進計画における重要政策について
10月15日	第3回策定研究委員会開催 ・まちづくり推進計画策定作業について
10月17日	第1回審議会開催 ・審議会委員任命、委員自己紹介、会長・会長職務代理選出、諮問
12月25日	第2回審議会開催 ・分野別計画編(案)について 【第1部会】 (安全・環境)(産業・交流) 【第2部会】 (教育・子育て)(文化・スポーツ)

年 月	内 容
平成31年1月11日	第3回審議会開催 ・分野別計画編(案)について 【第1部会】(都市基盤) 【第2部会】(保健・福祉)
平成31年2月21日	第4回審議会開催 ・部会報告 ・分野別計画編(案)について
【令和元(平成31)年度】	
平成31年4月26日	第5回審議会開催 ・分野別計画編(案)について
令和元年5月30日	第6回審議会開催 ・自治体経営編(案)について
10月9日	第4回策定研究委員会 ・「分野別計画編の確認について」
10月30日	第7回審議会開催 ・小牧市まちづくり推進計画(案)について
11月29日	第8回審議会開催 ・小牧市まちづくり推進計画(案)について
12月6日	第9回審議会開催 ・小牧市まちづくり推進計画(案)について
令和元年12月16日～ 令和2年1月14日	意見募集(パブリックコメント)の実施 ・意見提出者2名(2件)
12月20日	議会(小牧市まちづくり推進計画検討会議)より意見の提出
1月21日	第2回策定会議開催 ・パブリックコメント実施結果等について
1月24日	第10回審議会開催 ・パブリックコメントの実施結果、答申
2月4日	小牧市まちづくり推進計画策定

5. 用語解説

基本施策	ページ 番号	用語	解説
戦略1	38	駒来塾	経済的理由により学習塾に通えない、家庭環境により家で学習する機会がないなど、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に、教員OBや教員を志望する大学生など地域の協力を得て勉強する機会・場づくりをし、学習習慣を身に付けることで、一定レベルの学力が定着できるよう学習支援を行っている。
	40	子育て世代包括支援センター	安心安全な子育てができるよう、さまざまな相談を受け付け、妊娠期から切れ目のない支援を行う。親子健康手帳の交付、子育て支援室、産前産後ヘルパー、産後ケア、一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどを行っている。
	40	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す。ITの「情報技術」に加えて「コミュニケーション」性が具体的に表現されている点に特徴があり、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。
戦略2	41	健康いきいきポイント	ポイント対象となる健康づくりに取り組むことでポイントが得られ、定められたポイント数に達するとそれに応じてあいち健康づくり応援カード「まいか」やプレミアム商品券（市内限定商品券）と交換できる事業のこと。健康づくりにインセンティブをつけ取り組むきっかけや、継続や定着に結び付ける目的で実施している制度。
	41	支え合いいきいきポイント	サロンや認知症カフェ、介護施設等での運営補助、高齢者の困りごと支援に協力した人へプレミアム商品券（市内限定商品券）と交換可能なポイントを付与することで、地域の支え合いの輪を広げ、協力者の介護予防、健康づくりを図る制度。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
戦略2	42	オーラルフレイル	主に加齢によって口腔機能が低下してきた状態。歯の喪失や歯周病によって食べ物を上手く噛めなくなったり、口唇や舌が思い通りに動かず、食べこぼしたり誤嚥したりすること。
	42	フレイル	運動機能や認知機能の低下、慢性疾患などの影響で高齢者の心身が虚弱となった状態。
	43	保健連絡員	地域と保健行政のパイプ役であり、自分や家族、地域の健康に関心を持ち、少子高齢化社会において健康に関する様々な問題に対応できる地域づくりの担い手として、地域の状況に応じた健康づくりにつとめるボランティア。
戦略3	45	コンパクト・プラス・ネットワーク	一定区域内の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
	46	サードプレイス	自宅（ファーストプレイス）や職場・学校（セカンドプレイス）ではない、一個人としてくつろぐことができる第三の居場所。
防災・減災	52	自主防災会	地域の防災力を高めるために、地域の人々が自主的に防災活動を行う組織。
	54	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービス。
	55	業務継続計画（BCP）	災害発生時において、優先的に取り組むべき重要な業務を継続し最短で事業の復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画。
生活安全	56	刑法犯	殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪をいう。交通事故に関わるもの（業務上過失致死傷、危険運転致死傷等）は含まれない。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
生活安全	57	消費生活センター	地方公共団体が設置する行政機関で、事業者に対する消費者の苦情や相談のほか、消費者に、消費者力を高めるためや、消費者トラブル解決に向けた情報提供などを行うもの。
	58	ライトオン運動	運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めにライトを点灯することを推進すること。 点灯時刻の目安は、日没時間の概ね1時間前である。
	59	特殊詐欺	不特定の方に対して、対面することなく、電話、はがき、FAX等を使って行う詐欺のことで、代表的なものとしては「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」がある。
消防・救急	65	消防水利	防火水槽、消火栓、プール、河川、池など、消防活動を行う際の水利施設の総称。
	67	特定防火対象物	飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物。
環境・エネルギー	69	パリ協定	パリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議で採択された、気候変動の抑制に関する国際的な協定。途上国を含むすべての参加国が温室効果ガス排出削減に取り組むことを求めている。
	69	温室効果ガス	太陽のエネルギーを一部吸収して地球を温める作用のあるガス。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などさまざまな種類がある。
	69	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどエネルギー源として永続的に利用できるもの。
	69	環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
環境・エネルギー	70	低炭素社会	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を大幅に削減する社会。
	70	省エネルギー型機器	エネルギー効率の向上またはエネルギーの転換により、既存の機器と比較してエネルギー消費の削減に寄与する機器。
	72	合併処理浄化槽	し尿や生活雑排水を処理して汚れを減らし、きれいな水にして排水するための装置。
ごみ・資源	75	こまやか収集	ごみや資源を決められた場所に出すのが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の世帯などを対象に行っているごみ・資源の戸別収集による排出支援。
	76	特別収集	区で管理するごみ集積場に不適正に出され、排出者が持ち帰らないごみについて、地元の依頼に基づき市が特別に収集すること。
	76	アダプトプログラム	一定区画の公共の場所を養子にみたくて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ(=清掃活動を行い)、行政がその活動を支援する。市民と行政が互いの役割分担のもと継続して美化を進める協働事業。(アダプト=〇〇を養子にする)
	76	クリーンアップ事業	ポイ捨てによる散乱ごみの収集活動を行う10人以上で構成された団体に、ボランティア袋などの資材を配布することにより美化活動の推進を図るもの。
健康づくり	78	赤ちゃん訪問	育児をスタートしたばかりの不安の大きい生後1～3か月頃の乳児がいる家庭に、「地域のおばさん」である保健連絡員が訪問し、親子の成長を見守るとともに、必要な家庭に対し専門的、継続的支援につなげるもの。
	78	健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均のこと。 (注:国が公表している健康寿命は、国民生活基礎調査により算定しているが、本計画での健康寿命は要介護度などから算定しているため両数値の比較はできない。)

基本施策	ページ 番号	用語	解説
健康づくり	79	いきいき世代 個別歯科健診	指定した年齢の対象者に対し、歯科疾患の予防及び早期治療を目的として行う歯科健診事業で、むし歯の有無、歯周疾患の有無等の健診及び個別の歯科保健指導を実施するもの。
	79	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。
	79	あいち健康づくり 応援カード(まいか)	健康いきいきポイント事業に取り組み、一定のポイント獲得者に交付するカードで、愛知県内の指定の協力店で提示すると、店舗ごとに優待が受けられる。
	80	利用者支援事業	資格を持つ専門の職員(保健師、助産師、社会福祉士、保育士)を配置し、妊娠期から子育て期にわたる健康や子育ての相談を受け付け、必要な情報提供と支援を行う。
地域福祉	81	ふくし座談会	地域課題やニーズの把握、今後の地域のあり方について話し合い、課題解決に向けた取組みを実施するための協議の場。
	82	ふれあい いきいきサロン	地域住民がボランティアと協働して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を行っていく活動。家に閉じこもりがちな在宅の高齢者や障がい者、子育て中の親子などが参加し、ボランティアとともに活動を企画、自主的に運営するもの。
	82	ジュニア奉仕団	市民憲章を生活信条として、社会の一員としての自覚をもち、明るい地域社会づくりを目指すことを目的とした、市内の中学生によるボランティア団体。
	82	お互いさまサポーター	「こまき支え合いいきいきポイント制度」に登録した18歳以上の市民。
	83	避難行動 要支援者台帳	高齢者や障がい者等の中で、災害時の避難に支援を要する者の名簿に記載された者のうち、避難行動支援者への情報提供に同意した者を記載した台帳。
	83	生活困窮者 支援プラン	生活にお困りの人が抱える問題を解決するため、どのような支援が必要かを個別・具体的に作成する計画。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
介護・ 高齢者福祉	85	地域密着型サービス	介護や支援が必要になってもできる限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるよう、市が事業者を指定し、原則市民のみが利用できるサービス。
	85	介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者の多様なニーズに、多様なサービスを提供するもので、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とがある。
	87	ケアプラン	本人や家族の要望、心身の状態などから、利用者に必要なサービスの種類や量をあらかじめ定めた介護サービス計画。
	88	認知症 初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
	88	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場所。
	88	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティア。
	88	成年後見制度	認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。
	88	尾張北部権利擁護支援センター	成年後見制度に関する利用支援や相談などを行うために、尾張北部の近隣市町（小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）で共同設置した機関。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
介護・ 高齢者福祉	89	こまき山体操	小牧市リハビリテーション連絡会の協力により、構築した小牧市独自の介護予防体操。小牧市のマスコットキャラクターである「こまき山」を意識し、相撲の型を取り入れた体操。
	89	こまき介護予防 推進リーダー	高齢者の健康づくりや介護予防の取組みを支援するトレーナー役として小牧市が養成した人材。
障がい者 (児)福祉	92	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。
	93	委託相談支援 事業所	障がいのある方やご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用援助等を行う事業所。
	93	意思疎通支援活動	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳や要約筆記を行う活動。
地域医療	94	尾張北部医療圏	医療法に基づき、愛知県の医療計画の中で1次医療(通院医療)から2次医療(入院医療)までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病院病床の整備を図るために設定された区域のことであり、小牧市の近隣市町である春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町が含まれる。
	94	地域包括 ケアシステム	住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援(住まい、医療、介護、予防、生活支援)を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。
	96	第3次救急医療	救命救急センターや高度救命センターが設けられており、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷などの重篤な患者を24時間体制で受け入れ、高度な医療を提供できる医療体制。
	97	電子連絡帳	ICTを活用した医療や介護等の関係者の連携を強化するための情報共有ツール。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
保険・ 福祉医療	100	特定健診	医療保険者が生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に実施するメタボリックシンドロームに着目した健診。
	100	特定保健指導	特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、運動や食事など生活習慣の改善により予防効果が期待できる方に対して行う支援。
	100	ジェネリック医薬品	新薬の特許期間が過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で製造された比較的低価格な薬。
学校教育	104	ゲストティーチャー	さまざまな学びを実践するために招いた地域の方々。
	105	スクール ソーシャルワーカー	こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所や社会福祉協議会などと連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。
	105	学校生活サポーター	特別支援学級に在籍する児童生徒を支援するために配置された者。
教育環境	106	水俣条約	先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策を世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球的規模の水銀汚染の防止を目指すための条約。
子育て支援	109	要保護児童 地域対策協議会	虐待を受けている子どもや、支援を必要としている家庭を早期に発見し適切な保護や支援を行うため、関係機関により構成され、情報の交換や支援内容の協議を行う。
	110	ひとり親家庭等入学 支援金給付制度	ひとり親家庭のこどもが大学等に進学することを支援するため、基準日に小牧市遺児手当受給者であり、かつ小牧市に住民登録して1年以上経過している者の子が、25歳以下の年齢において大学等に進学する場合に、合格通知の日から1年以内の申請により、対象である子1人につき1回限り12万円を支給する制度。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
子育て支援	111	市子ども会 連絡協議会	加入している子ども会に補助金を交付し、運営を補助する。講師の派遣、行政バスの貸し出し、保険の加入などを行う。
	112	青少年 健全育成市民会議	青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、市の施策と呼応して、青少年の健全な育成を図ることを目的として設立された組織。小牧市少年センターに事務局をおき、青少年健全育成の意識高揚を図るための啓発活動等に取り組んでいる。
	112	校区健全育成会	小牧市青少年健全育成市民会議を構成する中学校区単位で設立された組織。住民や団体と学校が連携し活動を行っている。
幼児教育・ 保育	113	認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持った施設。 保護者の就労状況が変わっても、通い入れた園を継続して利用することができる。
	113	小規模保育所	0歳児から2歳児までの少人数(定員6～19人)の単位で、子どもを保育する施設。 家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行うことができる。
	114	合計特殊出生率	1人の女性が一生に生むこどもの平均数。
男女 共同参画	116	ワーク・ライフ・バランス	だれもがやりがいや充実感を得ながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などに係る個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活の両方の調和を実現すること。
	119	女性人材バンク	男女共同参画の促進のため、意欲や能力のある女性の登用を図り、審議会等委員の候補者とするための女性人材情報のこと。
	119	ファミリーフレンドリー企業	社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業。
スポーツ	122	スポーツ推進委員	スポーツに対する知識と理解を持ち、社会的信望があり、社会体育の指導者としてふさわしい者。もしくは、当該小学校区に居住し、校区のスポーツ活動の実態を把握している者で、スポーツ事業及び啓蒙に関し、企画立案や指導助言ができる者。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
生涯学習	133	レファレンスサービス	図書館のサービスの一つで、利用者の学習や研究に必要な資料や情報の提供を行うこと。
シティ プロモーション	134	交流人口	その地域を訪れる人の数。
	134	地域ブランド 基本戦略	市の魅力を向上させるためのイメージづくりを行い、人々や企業から訪れたいまち、住みたいまち、住み続けたいまちとして選ばれるまちにするための計画。
	134	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
	136	デジタルサイネージ	屋外や店頭などあらゆる場所で、デジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクトなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体。
農業	138	耕作放棄地	過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の草刈り、耕起等や農作物の栽培が行われる見込みがない農地。
	140	認定新規就農者	新たに農業経営を営もうとする青年で、青年等就農計画が市に認定された者。
	140	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者。
	141	農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26（2014）年3月1日施行）に基づき農地の集約・集積等の事業を推進するため、全都道府県に「信頼できる農地の中間的受け皿」として農地中間管理機構が設置され事業を実施している。
	142	国営総合農地 防災事業 新濃尾二期地区	農業生産の維持、農業経営の安定を図るために、農林水産省が主体となって進めている、木曾川より取水している農業水利施設を改修する事業。 小牧市内では久保一色から下末までを縦断する新木津用水の排水能力を向上させる改修工事が計画・施工されている。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
農業	142	県営土地改良事業 たん水防除事業 小牧小木二期地区	老朽化し、耐震機能を有しない小木排水機場を更新し、小木地区のたん水被害の防止を図る事業。 小木排水機場は小木地区の農地に流入した水を巾下川へ排水し、作物が水に浸かるたん水被害を防止することを目的に昭和57(1982)年に整備された。
市街地整備	147	立地適正化計画	小牧市都市計画マスタープランの高度化版として、同マスタープランで掲げる基本理念や都市づくりの目標をもとに、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるような都市構造についての考え方を盛り込むとともに、将来的に目指すコンパクトシティの具体像、実現のための主要課題と施策等について示すことにより、小牧市型コンパクトシティの形成を具体的に進めるために策定を行うもの。
	147	都市計画 マスタープラン	都市計画法第18条の2に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるもの。
	147	都市機能誘導区域	医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各サービスの効率的な提供を図る区域。
都市交通	150	多極ネットワーク型 コンパクトシティ	医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、その周辺に居住を誘導するとともに、拠点間等の公共交通ネットワークを構築することにより、住民が公共交通を利用して日常生活に必要なサービスにアクセスできる都市構造。
	151	集約型市街地形成	日常生活に必要な都市機能が集積・立地する市街地を形成すること。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
都市交通	152	バスロケーションシステム	GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、携帯電話、スマートフォン、パソコンにバスの発車時刻や遅延状況等の運行情報を提供するシステムのこと。
道路・橋りょう	153	重要橋りょう	高速道、鉄道を跨ぐ橋、橋長10m以上の緊急輸送道路等の重要路線に架かる橋及び橋長15m以上の河川に架かる橋。
	155	都市計画道路	「都市の基盤的施設」として、都市計画法に基づく「都市計画決定」による道路。
	156	自転車ネットワーク計画	安全で快適な自転車通行空間を効果的・効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画。
上下水道	157	下水道普及率	行政区域内人口に対して、下水道が利用できる人口の割合を示す。
	157	公共下水道接続率	行政区域内人口に対して、実際に下水道を利用している人口の割合を示す。
	157	不明水	五条川左岸浄化センターへの流入汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となった汚水量以外の汚水量。
	160	公共下水道整備率	行政区域面積に対して、下水道が使用できるようになった区域の割合を示す。
河川・水路	162	新川流域水害対策計画	平成19(2007)年に特定都市河川浸水被害対策法に基づき、一級河川新川流域を対象に浸水被害の防止を図るために愛知県及び流域内の市町で策定された計画。
	162	準用河川	1級河川及び2級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村長が指定し管理する河川。
住宅	167	住宅ストック	中古住宅のこと。
	167	除却	建物の解体。
協働・情報共有	177	地域ポイント	地域協議会が主体となって行う地域の高齢者のちょっとした困りごと支援に協力いただいたお互いさまサポーターに対し付与する、プレミアム商品券(市内限定商品券)と交換できるポイント。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
行政 サービス	179	コンビニ交付	全国の指定コンビニエンスストア等の店舗内に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書(現年度分)の各種証明書を交付するサービス。
	179	指定管理者制度	民間の能力を活用することで多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの向上や経費の節減を図るため、公の施設の管理を市が指定する法人やその他の団体が行う制度。
	182	サウンディング	事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業計画等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。
行政運営	183	会計年度 任用職員制度	地方公務員法第22条の2第1項に規定される非常勤職員の任用、勤務条件に関する制度。任期を一会計年度内とし、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である者で、身分は一般職の地方公務員。報酬、費用弁償、期末手当が支給される。
	183	内部統制制度	長によるガバナンス強化、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等を目的とした、地方自治法第150条に基づく地方公共団体における内部統制に関する取組み。内部統制制度の導入により、地方公共団体は、組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を遂行していくことが一層求められる。
	183	コンプライアンス	法令違反をしないというだけでなく、組織内の各種ルールを遵守すること、さらに社会常識や高い倫理観に則って正しい活動すること。
	183	RPA	Robotic Process Automationの略。パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できる「ソフトウェア」のこと。

基本施策	ページ 番号	用語	解説
行政運営	187	小牧市入札制度 改革基本方針	「最少の経費で最大の効果の追求」「適正な条件設定のもとでの競争性・公平性の確保」「情報公開などによる透明性の確保」を基本原則としつつ、優良な市内企業の成長に軸足を置いた入札制度を目指すための方向性を示したもの。
財政運営	188	義務的経費	人件費・扶助費及び公債費からなる「その経費支出が義務付けられているもの」で、任意に節減できない経費。
	188	公共ファシリティ マネジメント	施設とその環境を経営にとって最適な状態で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法。
	190	有形固定資産 減価償却率	有形固定資産のうち、償却資産の取得価額などに対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを示す割合。比率が高い場合は、施設が全体として老朽化しつつあり、近い将来に維持更新のための投資が必要となる可能性がある。
	192	ライフサイクルコスト	企画・設計・建築からその建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までの施設全生涯に要する費用の総額。